国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学
における派遣可能期間の延長について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第４０条の２に基づき、事業所単位の派遣期間について、過半数代表者へ意見聴取し、以下のとおり派遣可能期間を延長しますので、お知らせします。

１．事業所単位の派遣受入抵触日
令和６年１１月６日

２．延長しようとする派遣期間
令和６年１１月６日～令和９年１１月５日

３．意見聴取に係る通知内容等

過半数代表者	謝　浩然
過半数代表者へ意見聴取を通知した日	令和６年１月２６日
過半数代表者から意見を聴いた日	令和６年２月　６日
過半数代表者からの意見の内容	特になし

令和６年２月９日

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学長
寺　野　　稔